**○農林水産省告示第四百六号**

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命令するので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　区域及び期間

㈠　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

| 都道府県名 | 市町村名 |
|---|---|
| 岩手県 | 大船渡市 |
| 宮城県 | 気仙沼市 |
| 秋田県 | 能代市、にかほ市、山本郡三種町及び八峰町 |
| 山形県 | 飽海郡遊佐町 |

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

令和八年四月十四日から令和九年三月二十日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

高度公益機能森林又は被害拡大防止森林において、松くい虫が付着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却を行わなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域の松林において、松くい虫による被害が発生しており、今後、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置のうち破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チッパーにより破砕を行う場合にあっては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行わなければならない。

㈢　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈣により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈣　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈤　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈥　農林水産大臣は、㈤の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

**○農林水産省告示第四百七号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

福岡県味見地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱三号までを順次結んだ線及び標柱三号から左回りに味見地すべり防止区域（昭和四十八年三月三十日農林省告示第七百四十九号）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

福岡県京都郡みやこ町勝山浦河内

字セト　八一〇番　標柱一号（味見地すべり防止区域標柱三号を標柱一号とする。）

字イノ原　六八四番　標柱二号

字中ツカ　七四六番一〇　標柱三号（同区域標柱五号を標柱三号とする。）

**○国土交通省告示第三百九十六号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

関越自動車道　佐久市下平尾字万助久保二三三八番一　令和八年三月十九日十時

上越線

# 国会事項

## 衆議院

**要求書受領**

三月十七日、内閣から、人事官に菅原晶子を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公正取引委員会委員に若林亜理砂及び矢尾和子を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国家公安委員会委員に佐古和惠を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、サイバー通信情報監理委員会委員長に近藤宏子を、同委員に新井悠、田邊國昭、上沼紫野及び福田健介を任命したいので、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第五十条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭、石川千晶（勝丸千晶）及び大江裕幸を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野及び浅田統一郎を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、労働保険審査会委員に飯島淳子及び永野仁美を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨及び井深陽子を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、社会保険審査会委員長に髙橋議を、同委員に鈴木ひろみ（田村ひろみ）を任命したいので、社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に二村真理子を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。